

2022年8月15日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

同 佐々木 秀 先生

同 石崎 泰 哲 先生

同 山本 晃 久 先生

同 瀬川 堅 心 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕 典

同 鈴木 多 門

電 話 03-6435-5689

FAX 03-6435-5699

要 望 書

(マイルストーンマネジメントの件)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、先般、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」といいます。）が貴社に対して大規模買付行為等趣旨説明書の提出を行ったことを受け、以下のとおり、貴社及び貴社代理人である貴職らに要望いたします。

先ず、2022年8月5日付「回答及び質問状（7）」に対する正式なお返事は別途書面にて行わせていただくつもりですが、当社とマイルストーンマネジメントとの間で、貴社の大規模買付行為等への対応策で定義する「特定株主グループ」に該当することはないことを、はっきりと申し述べておきます。

その上で、2022年8月4日付「マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する訂正文書受領等及び同社に対する要請のお知らせ」に記載されていると

おり、貴社は、アサヒ衛陶株式会社代表取締役である星野和也氏（以下「星野氏」といいます。）を通じて、マイルストーンマネジメントないし同社代表島崎紀子氏（以下「島崎氏」といいます。）と、当社ないし当社代表尾端友成（以下「尾端」といいます。）との間に貴社株式の買集めについて何らかの関係性があると邪推しておられるようですので、以下この点について、予め一言申し上げておきます。

2021年11月26日、星野氏と尾端がアサヒ衛陶株式会社（以下、単に「アサヒ衛陶」といいます。）において、共に代表取締役に選任されたことは事実ですが、貴社もご承知のとおり、その僅か2か月後の、2022年1月19日に尾端は代表取締役の職を辞するとともに、同年2月25日の同社の第71回定時株主総会において、星野氏は再任される一方、尾端は不再任となり、同株主総会終結の時をもって取締役の地位も失っております。その点、他社の上場会社のことでもありますので、事の詳細については引き続き伏せさせていただきますが、端的に申し上げますと、上記経営陣交代の中で、星野氏と尾端の関係は悪化しており、上記株主総会時以降、貴社株式の買集めの件についてはもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態にありませんし、実際に取り合ってもおりません。

したがって、マイルストーンマネジメントないし島崎氏と星野氏との間に、どのような関係があるのか当社は把握しておりませんが、貴社の推察どおり、仮にその両者に何らかの関係があったとしても、当社ないし当社代表の尾端が、星野氏ないし同氏と関係するような人物が支配する会社との間で、協同して貴社の株式の買集めを行うことなどあり得ません。

なお、あくまで外部から見た限りでの話ですが、アサヒ衛陶は直近の実績が業績予想を下回ったこともあってか、同社の株価は低迷状態にあります。

マイルストーンマネジメントが貴社経営陣にとって、敵対的な存在であるのか、友好的な存在であるのか、当社では知る由もありませんが、仮に、貴社の推察どおりの事実があるとするれば、老婆心ながら、貴社におかれてはくれぐれも慎重に吟味の上、マイルストーンマネジメントが企図する大規模買付行為等へ対応されるようご注意ください。

また、当社と貴社との間でやり取りする書面におけるのと同様、マイルストーンマネジメントと貴社との間でやり取りされる書面の一切につきましても、適時に開示することを要望させていただきます。

最後に、話は変わりますが、貴社から提出を受けた2022年8月5日付「回答及び質問状（7）」でご指摘されているとおり、前回の当職らがお送りした同年7月14日付「要望書（回答書（4）の開示について）」は、既に同年7月15日付で開示されていることが確認でき、したがって、この点については、当社及び当職らの勘違いであり、失礼いたしました。と言いますのも、貴社ホームページの特設ページ上で開示されている上記要望書の見出しが、

●リ・ジェネレーション株式会社からの要望書7月日付（回答書（4）の開示について）」

と誤って表記されており、順不同や脱字の点もさることながら、肝心となる「要望書」の部分

にかぎ括弧がかかっていなかったことから、これと異なる書面の開示の件と誤解して見落とし
てしまっていたことが原因であります。

そして、どうやら本書作成時点におきましては、未だ誤って表記されたままこれが放置され
ているようです。つきましては、一般の株主の皆様においても見落とすことがないよう、

●リ・ジェネレーション株式会社からの7月14日付「要望書(回答書(4)の開示について)」

と正しく表記いただくよう直ちに修正をお願いいたします。

併せて、貴社及び貴職らにおかれましては、事後、貴社ホームページにて書面をご開示いた
だく際には、見出しの記載についても誤りが生じぬよう、慎重にご確認いただくことを要望い
たします。

草々